

フランス語圏 (La Francophonie) における障害者福祉施策に関する現状調査と生活環境デザイン教育の可能性に関する研究 (平成27年度：フランス編)

The Study on the Potential of Life Environment Design Education and the Investigation of the Welfare Services for Persons with Disabilities in French-Speaking Countries

人間環境デザイン学科 嶺 也守寛
MINE Yasuhiro
人間環境デザイン学科 水 村 容 子
MIZUMURA Hiroko
生活支援学科 是 枝 喜代治
KOREEDA Kiyoji

要旨

「la Francophonie」という言葉の発祥は、1880年フランスの地理学者 Onèsime Reclus (1837-1916) が著書である「フランス・アルジェリアと植民地：France Algérie et colonies」中で、フランス語を使う民族や国を総称して名付けたことが始まりである。在日フランス大使館が示すla Francophonie (フランス語圏)¹⁾とは、「民主主義や人権などの普遍的な思想とフランス語を分かち合う、世界中のあらゆる文化圏に属する国・地域の総体である。」と言われている。1967年に設立された国際フランコフォニー機構は、57ヶ国の加盟国と20ヶ国のオブザーバーで構成され、隔年でサミットが行われている。この中でフランス語を公用語とする国は36ヶ国であり英語を公用語とする国の2番目に多く使われている言語で、世界のフランス語人口は2億2000万人と言われている。

本研究では、フランス語という共通の言語と文化を根底にして、フランス語圏の中心的な役割を示すフランスと西アフリカの中心的な役割を示すセネガルの2ヶ国に焦点を当て、両国の福祉施策の調査を行った。調査項目としては以下の4つを示す。

- 1：国が行う社会保護制度、高齢者・障害者の福祉施策。
- 2：障害者に対する教育や職業訓練など社会参加に関すること。
- 3：社会参加を向上するための住環境、アクセシビリティ及びリハビリテーション、福祉機器などのハード面に関すること。
- 4：高齢者に対する支援・福祉サービス。

これらの調査結果を基に、我々が常日頃行っている生活環境デザイン教育の可能性について考察を行った。

今年度においては、平成27年度に行ったフランスでの調査について報告する。

キーワード：フランス語圏 障害者福祉施策 生活環境デザイン 社会参加 アクセシビリティ

I. はじめに

「la Francophonie」日本語で言う「フランス語圏」とは、1880年フランスの地理学者 Onésime Reclus (1837-1916) が著書である「フランス・アルジェリアと植民地：France Algérie et colonies」中で、フランス語を使う民族や国を総称して名付けたことが始まりである。1967年に設立された国際フランコフォニー機構 (Organisation Internationale de la Francophonie) に加盟しているフランス語圏の国と地域については、図1に示す57ヶ国の加盟国と23ヶ国のオブザーバーで構成され、以下の4つのことを目的として政策と行動を取り決めている。

- ①フランス語の振興と文化的・言語的多様性の振興
- ②平和、民主主義、人権の振興
- ③教育と研究の支援
- ④持続的発展に繋がる協力の発展

これらの思想を基に隔年でサミットを開催している。

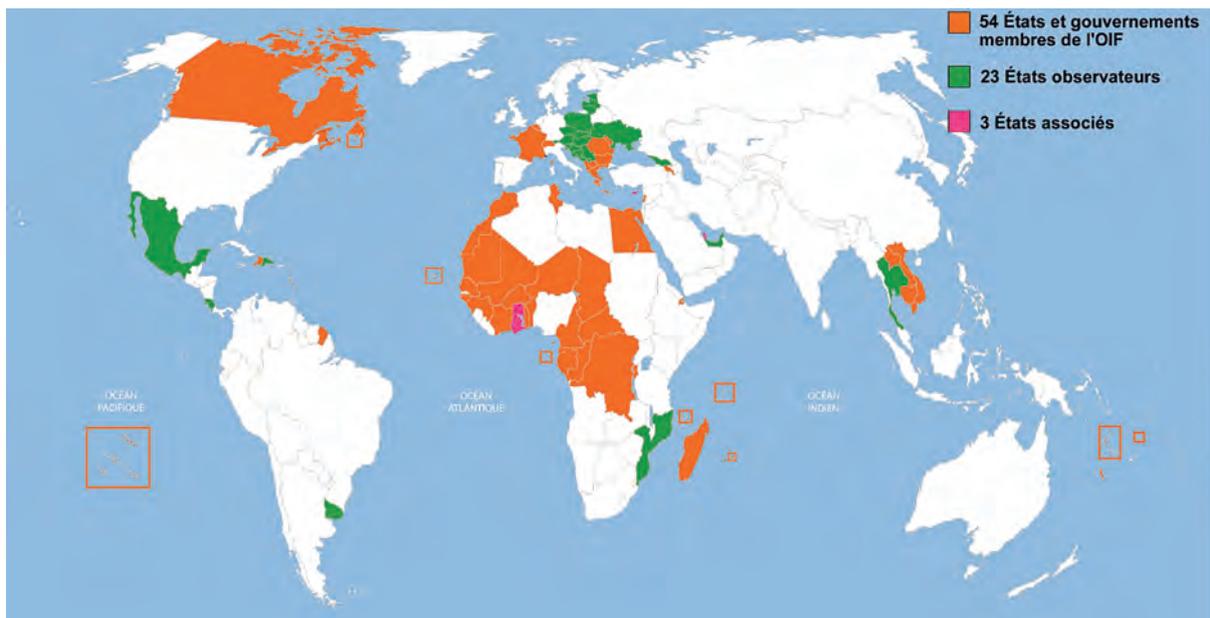


図1 世界のフランス語圏 (引用：国際フランコフォニー機構HPより転載)

この様にフランス語が世界に広まる切っ掛けとしては、16世紀に始まるフランスの植民地政策によるものである。最初は北米大陸であるカナダを中心に毛皮の交易拠点を作る目的として植民地化したのが始まりであり、その地域をヌーベルフランスと呼ばれていた。更に18世紀ごろから北アフリカのアルジェリアからアフリカ大陸の植民地化が始まり、イギリスなどのヨーロッパ諸国との植民地化戦争を繰り返しながら、主に西アフリカ地域をフランスの植民地とした。この当時のアフリカ地域の植民地化の目的としては黒人奴隷貿易が主であり、ヨーロッパやアメリカにプランテーションの労働力として推定約1500万人が輸出されることとなった。こうしたフランスによる植民地支配は、19世紀頃

から始まるアフリカ諸国の独立運動や奴隷貿易の廃止、植民地化政策の崩壊とともに終焉を迎えることになる。

こうした歴史的背景を持ちながら、現在のフランス語圏（公用語・準公用語）の主な国と地域は以下の通りある。

○ヨーロッパ地域

フランス、ベルギー、スイス、モナコ、ルクセンブルク

○北米地域

カナダ

○アフリカ地域・インド洋

セネガル、ベナン、ブルキナファソ、コートジボアール、ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、トーゴ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、ガボン、チャド、コモロ連邦、ジブチ、マダガスカル、ルワンダ、セイシェル

○フランス海外県（DOM）

サン＝ピエール・エ・ミクロン、グアドループ、マルティニーク、仏領ギアナ、レユニオン

○フランス海外領土（TOM）

マイヨット、ニュー・カレドニア、仏領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ

今回の2年間のプロジェクト研究としては、フランスとセネガルの2ヶ国を調査研究の対象とした。

フランスにおいては、フランス語圏の中心的な役割を示し、言語のみならず文化的な面でも影響を与え続けている国である。2016年度のGDP（Gross Domestic Product：国民総生産、フランス語ではPIB：Produit Intérieur Brut）は、世界ランキングで第6位（2兆4215億ドル）の経済力を持つ国である。福祉に関しては、1760年にCharles Michel de l'Épée（シャルル・ミシェル・ド・レペー：1712年～1789年）が創立した世界初の聾学校があり、現在でも国立パリ聾学校（INJS：L'Institut National des Jeunes Sourds de Paris）として運営している。また、1784年にはValentin Haüy（ヴァランタン・アユイ：1745年～1822年）が創立した世界初の盲学校があり、現在でも国立パリ盲学校（INJA：L'Institut National des Jeunes Aveugles）として運営している。この国立パリ盲学校に入学したLouis Braille（ルイ・ブライユ：1809年～1852年）が点字の原型を発明し、卒業後は盲学校の教員として教鞭をとっていた。この様にフランスでは古くから障害者に対する教育や社会参加の支援が行われてきた。

2つ目の調査研究の対象国であるセネガルは、アフリカ大陸の最西端に位置し、現在では経済の面など西アフリカ諸国における中心的な役割を担っている。フランスの植民地化が始まったのは、1659年にセネガル北部にあるサン・ルイ（Saint-Louis）と呼ばれる地に交易の拠点を作ったことから始まる。次いで1677年にセネガル沿岸に近いゴレ島（Ile de Gorée）を占拠し、その後西アフリカの各地から送られてくる奴隷の集荷発送場所として使われることになる。セネガルは元々王国制度があり、国王がその地域を収めていたが、農業生産など労働力として多くの奴隷を所有していた。フランスもいきなりセネガル全土を支配して植民地化したのではなく、19世紀初頭にかけて徐々に同化を進めて行き、最後には国王を殺害して王政を倒し、セネガル全土を支配することでフランス領を築いたので

ある。このフランスにおける植民地としての支配は、アフリカ全土に起こった独立運動によって終わることになった。現在のセネガルのGDPは、世界ランキング122位（世界190ヶ国）130億ドルの経済力である。世界銀行の評価では開発途上国リストに入っているが、西アフリカ地域ではリーダー的な存在であり、中進国と位置付けられている。2013年度の主要援助国としては、1位：フランス（206億ドル）、2位：米国（203億ドル）、3位：カナダ（63億ドル）、4位：日本（42億ドル）となっている。フランスは優先的な援助対象地域としてアフリカを対象としているが、セネガルに対する政府開発援助（ODA）の支出としては、2009年度までは10位以内に入っていたが、それ以降は入っていない。

このような歴史的背景や経済的な協力関係のあるフランスとセネガルであるが、この2国における障害者施策について調査研究を行った。主な調査項目としては以下の通りである。

- 1：国が行う社会保護制度、高齢者・障害者の福祉施策。
- 2：障害者に対する教育や職業訓練など社会参加に関すること。
- 3：社会参加を向上するための住環境、アクセシビリティ及びリハビリテーション、福祉機器などのハード面に関すること。
- 4：高齢者に対する支援・福祉サービス。

これらの調査を基に生活環境デザイン教育について考察するが、2国間の福祉制度について優劣比較をする考察ではなく、与えられた環境の中で力強く生きる障害者の姿に焦点を当てて論じることにしている。特に、我々の学科にある生活環境デザインコースの教育方針では、「生活者の視点に立った生活の場のデザイン」と挙げている。所謂「生活のデザイン=Life Design」でもある。我々は日頃、学生に対して生活環境デザインについて教授しているが、現在の東洋大学の国際化に向けた取り組みの中で、国によって違う生活様式から、「その国に合った生活環境デザインとは何か」について深く考察できればと考える。

今回のプロジェクト研究報告は、平成27年度にフランスで行った調査研究について報告する。視察した施設は14ヶ所で、上記調査項目に当てはめると以下の通りとなる。

- 1：国が行う社会保護制度、高齢者・障害者の福祉施策
 - ・MDMPH de Rhône（県障害者事務所）
 - ・Rectorat de l'académie de Lyon（国民教育省所轄：大学区事務局）
- 2：障害者に対する教育や職業訓練など社会参加に関すること。
 - ・Mission Handicap（高等教育機関における障害者対応窓口）
 - ・CLIS de Paris（Classe pour d'inclusion scolaire：小学校特別支援学級）
 - ・INJA（Institut National des Jeunes Aveugle：国立盲学校）
 - ・INJS（Institut National des Jeunes sourds：国立聾学校）
 - ・L'ADAPT Rhône（職業リハビリテーション）
 - ・L'Arche à Lyon（知的障害者の施設）
 - ・Ecole nationale supérieur d'architecture de paris Val de seine（国立高等建築学校）
 - ・Ecole nationale supérieur d'architecture de paris Belleville（国立高等建築学校）
- 3：社会参加を向上するための住環境、アクセシビリティ及びリハビリテーション、福祉機器などのハード面に関すること。

- ・ Jaccede.com/Journée de l'accessibilité2015 (アクセシビリティ調査ボランティア)
- ・ Salon Handica 2015 (国際福祉機器展)
- ・ L'accessibilité de Paris et Lyon. (町のアクセシビリティ調査)

4：高齢者に対する支援・福祉サービス

- ・ Résidence DOMITYS, Le Pont des Lumières (医療設備無しの高齢者住宅)
- ・ Korian, Le Clos d'Ypres (医療設備有りの高齢者施設)

II. 国が行う社会保護制度、高齢者・障害者の福祉施策

フランスで障害者基本法 (Loi n° 75-534 du 30 juin 1975 d'orientation en faveur des personnes handicapées) が制定されたのは1975年である。それまでに障害者に関する法律はいくつかあったが、それらを整理統合した基本法である。その基本法の第一条に記されているのは、障害者の教育システムや就労、そして社会生活への統合は国家の責任と義務であるとされている。また、障害の種類や原因を問うことなく金銭的、物理的サービスを全ての障害者が受ける権利あることを法律で定めている。更に2005年では、この障害者基本を改正して「障害者の権利と機会の平等、参加および市民権のための法律」(Loi n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées) が制定された。この法律のポイントは以下の2点がある。

- ①障害をもっているという状況ゆえに、この分野に限定した給付金や介護措置、補償的解決策あるいは特殊手当の支給等を「必要：besoins」とする人々のために、連帯の原則を適用し保障すること。
- ②通常の生活の場に参加が可能な人すべての自立を促すこと。そのために、自立の妨げとなる障害物を排除・減少させ、各人の潜在的価値をより高め、差別に対する闘いという原理を実効あるものにする。

この2005年の法律の制定と共に各県に障害者事務所 (La maison departementale des personnes handicapees : MDPH) が設立されフランス全土に100ヶ所設置されている。ところが、2012年から始まった地方行政の刷新に伴いメトロポール (Métropole) を創設し、人口が65万人以上の大都市に対する州 (région)・県 (Département)・コミューン (Commune) の3層構造であった権限を整理した。特に、Paris、Lyon、Marseilleの3つの大都市は、特別な地位を有する地方公共団体であり、2015年1月にLa Métropole de Lyonが創設されている。今回視察したLyonの障害者事務所は、メトロポールと県の共同経営となっており、MDMPH (Maison Départementale-Métropole des personnes handicapees) との名称となっている。MDMPHは、メトロポール、県、国、家族手当金庫 (CAF : la Caisse d'allocation familiales)、疾病保険初等金庫 (CPAM : la Caisse primaire d'assurance maladie)、農業共済組合 (MSA : la Mutualité sociale agricole) などから構成する公益団体でもある。事業運営に関する権限は、県議会 (Conceil geneal) が持っている。事業内容としては、障害を持った方とその家族の受け入れと情報提供の窓口を行っている。

MDMPHの役割は、障害のレベルの判断と各種給付金の決定が主である。対象としては、20歳未満の子供に対する援助であるか、それ以上の大人に対しての援助である。

以下が年齢による援助の種類である。

◎子供を対象とした援助

- ・ 障害児のための教育手当 (l'Allocation d'éducation de l'enfant handicapé : AEEH)
- ・ 障害者補償給付金 (la Prestation de compensation du handicap : PCH)
- ・ 個別就学計画 (le Projet personnalisé de scolarisation : PPS)

◎大人を対象とした援助

- ・ 障害労働者の資格認定 (la Reconnaissance de la qualité de travailleurs handicapés : RQTH)
- ・ 成人障害者手当 l'Allocation adulte handicapé (AAH)
- ・ 障害者補償給付 la Prestation de compensation du Handicap (PCH)
- ・ 日常生活協助者手当 l'Allocation compensatrice pour tierce personne (ACTP)

これらの手当や給付を支給するために障害のレベルを判断するのが障害者権利自立委員会 (CDAPH) である。障害者権利自立委員会は、医師やセラピスト、雇用関係の専門委員などの専門家チームで構成され、提出された申請書と医師の診断書を元に障害のレベルを判定し、個々の給付金や社会参加の道筋などの「Besoin : 必要性」について審査する機関である。

また、こうした障害手当や給付の決定を行うだけでなく、障害労働者認定 (La Reconnaissance de la Qualité de Travailleur Handicapé : RQTH) もCDAPHが行う。この障害労働者認定 (RQTH) は、身体的障害、精神的障害、視覚や聴覚などの五感に障害がある場合や慢性疾患などの健康上の理由により、雇用や通常の就労が困難な場合に障害者権利自立委員会 (CDAPH) が審査を行い認定する。障害労働者に認定された場合は、以下のサービスを受けることができる。

- 職業再教育センター (Centre de Rééducation Professionnelle : CRP) での社会復帰を目的とした再教育訓練の受講できる。
- 適応企業 (Entreprise adaptée : EA) や労働支援サービス機関 (Établissement et service d'aide par le travail : ESAT) への就職指導を受けることができる。
- 公共職業安定機関 (Pôle emploi) や障害者専門職業紹介機関 (Cap emploi) の利用。
- 民間企業・公的機関への雇用義務の行使。
- 障害者職業参入基金管理運営機関 (Association de Gestion du Fonds pour l'Insertion Professionnelle des personnes Handicapées : Agefiph) からの援助を受ける。

職業再教育センター (CRP) は、フランス全土で94ヶ所 (Ils-de-France : 24ヶ所、北西部 : 13ヶ所、北東部 : 10ヶ所、南西部 : 16ヶ所、南東部 : 29ヶ所、海外県 : 2ヶ所) ある。このCRPは、職業訓練のみならず医療的ケアも受けることができる施設もある。訓練プログラムの期間は、約10ヶ月から30ヶ月まで用意されている。受講料は無償であり健康保険 (L'assurance maladie) で賄われる。

障害者の就労の機会としては、大きく分けて労働市場 (Marché du travail) での就労と保護的就労 (travail protégé) の2種類ある。労働市場へは、一般企業への就職の他、CDAPHに承認された適応企業 (EA) と在宅労働供給センター (Centre de Distribution de Travail à Domicile : CDTD) がある。適応企業は、障害認定されたスタッフが全従業員の80%以下在籍している必要があり、特定の労働条件で働くことが認められている企業のこと指す。また、保護的就労では、労働支援サービス機関 (ESAT) への就労がある。

MDPHでは障害を持った方に対して駐車カード (La carte de stationnement ou La carte européenne stationnement) や優先カード・免除カード (La carte de priorité et La carte d'invalidité) を発行している。この駐車カードは、以前は“macaron GIC” (Grand Invalide Civil) や“plaques GIG “ (Grand Invalide de Guerre) であったが、2011年1月より La carte européenne stationnement に代わり、障害者自身が運転する車や障害者を乗せた車に対して法的保護されて駐車をすることができるようになった。特に、障害者専用駐車場に一般車両の不法駐車と識別するために、フロントのダッシュボード置かれる。申請には、専用の申請書と健康診断書を添えてMDPHに提出する。有効期間は、最小1年から10年である。

優先カード (La carte de priorité) 免除カード (La carte d'invalidité) は、障害の割合が80%程度の永久的な障害を持つ方や社会保障において第3カテゴリーに認定され障害年金を受給している方を対象として発行されるカードである。この2種類のカードの違いとしては、優先カードは、公共機関及び公共交通機関において混雑している場合に、優先的に座席などを利用することができる。また、免除カードは、公共交通機関の運賃や博物館、美術館などの入館料に対して割引や無料になるなど、税制上の優遇措置も受けることができるカードである。この有効期間も1年から10年である。図2はRhône県のMDPHが発行する有効期間5年間の駐車カード、図3は有効期間5年間の免除カードである。



図2 La carte de stationnement

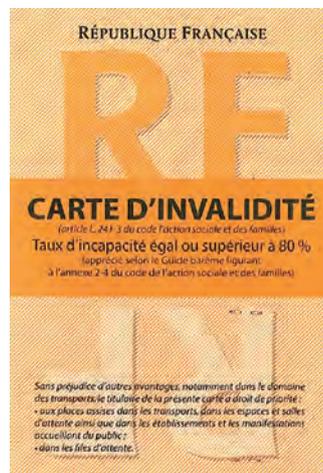


図3 La carte d'invalidité



Ⅲ. 障害者に対する教育や職業訓練など社会参加に関すること。

フランスの教育制度では、6歳から16歳までが義務教育の期間である。初等教育である小学校 (Ecole primaire) は6歳から始まり5年間就学し、前期中等教育である中学校 (Collège) は11歳から4年間就学する。後期中等教育である高等学校 (Lycée) は15歳から3年間就学し、その間にバカロレア (Baccalauréat) の取得を行う。バカロレアには、普通バカロレア (Le baccalauréat général)、技術バカロレア (Le baccalauréat technologique)、職業バカロレア (Le baccalauréat professionnel) と3つあり、その中でも更に専門分野に細分化される。バカロレア取得後は、一般大学、技術大学、グランゼコールなどに進学が可能となる。

障害者 (児) に対する教育に関しては、「障害者の権利と機会の平等、参加および市民権のための法律」 (Loi n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées) によって、平等に教育を受ける権利が法律によって保障されている。この法律をベースとして教育に関する法律 (code de l'éducation: 教育法典 2013年) があり、L111-1条の最初の出だしとして、教育は国家の最優先事項 (L'éducation est la première priorité nationale.) とし、教育を受ける権利は全ての者に保障されると定められている。更に障害者 (児) に対する教育に関して、直接文言が書かれている箇所はL112-1条にあり、「教育の公共サービスは、障害や健康に問題がある子供、青年、大人達の教育訓練を保障する。」 (le service public de l'éducation assure une formation scolaire, professionnelle ou supérieure aux enfants, aux adolescents et aux adultes présentant un handicap ou un trouble de la santé invalidant.) とある。また、「障害を持つ子供、青年、大人達が学校教育を受けるために必要な予算措置や人的配置を国が行うこと。」 (l'Etat met en place les moyens financiers et humains nécessaires à la scolarisation en milieu ordinaire des enfants, adolescents ou adultes handicapés.) と示されている。

障害者 (児) が教育を受けるには、国民教育省所管の普通学校内にある特別支援学級 (l'Enseignement Spécialisé) に入るか厚生省所管の特別支援学校 (l'Éducation Spéciale) に入るかの2通りある。

今回視察した教育機関は、パリ市内にある特別支援学級 CLIS de Paris (Classe pour d'inclusion scolaire: 小学校特別支援学級) と同じくパリ市内にある特別支援学校 INJA (Institut National des Jeunes Aveugle: 国立盲学校) と INJS (Institut National des Jeunes sourds: 国立聾学校) である。

障害者 (児) が学校教育を受けるためには、まず第Ⅱ項で論じたMDPHで障害者権利自立委員会 (CDAPH) によって障害の認定を受け、個別就学計画 (le Projet personnalisé de scolarisation: PPS) を立てる必要がある。この就学計画と親の意向を考慮した上で、自宅から最も近い通常学校に学籍 (Etablissement de référence) を登録することになる。CLISは初等教育における特別支援学級のことを示し、インクルージョン学級とも言われる。以前は、Classe d'Intégration Scolaireとも言われ、通常学級との「統合=d'Intégration」の意味で使われていたが、2009年の学校教育法の改正により、Classe pour d'inclusion scolaireと呼び名を変更し、「Une classe à part entière de l'école dans laquelle elle est implantée」と定義付けられた。

初等教育である小学校は市町村 (Commune) が設置しているが、パリ市内にあるCLIS de Paris

は61校あり、今回訪問したのはパリ14区のBoulard通りにあるÉcole élémentaire publique Boulard Dの小学校を視察した。全児童数は320名である。CLISは、障害の種類によって、CLIS 1：知的障害、CLIS 2：聴覚障害、CLIS 3：視覚障害、CLIS 4：運動機能障害、と4つに区分されているが、Boulard Dの小学校では、CLIS 1の知的障害を持つクラスが割り当てられており、在籍している生徒は12名であった。法律上でもCLISの在籍定員は12名と決まっている。教員数は専任が2名で非常勤3名の5名体制で指導している。写真2に各個人の時間割が示されているが、授業は月曜日から金曜日まであり水曜日だけ午前中で終了する。また、週2回は通常学級に入り、健常児との交流を兼ねた学習の時間としている。

こうしたCLISの様に障害を持った児童を指導するためには、国家資格である特別教育教員資格を取得する必要がある。現任教員は2年間の研修を経て取得する。初等教育の場合は、CAPA-SH (Le certificat d'aptitude professionnelle pour les aides spécialisées, les enseignements adaptés et la scolarisation des élèves en situation de handicap) という資格に該当する。更にCAPA-SHは障害別にOption AからOption Gまであり、知的障害を専門とする教員はOption Dの資格を保持する必要がある。また、ここでの非常勤は、障害を持つ児童に対して学校生活を支援する学校生活補助員 (L'auxiliaire de vie scolaire : AVS) の資格を保持している。今回の訪問でご案内いただいた教員は、元柔道の選手で山下泰裕選手と同世代であり、学校に柔道の授業を導入した立役者である。柔道は身体的機能を高めるだけでなく、礼儀を養えるスポーツであるとのことで、生徒にも人気の高い授業となっている。



写真1 CLIS (特別支援学級) の授業の様子



写真2 個別の時間割とCLISの子供達

ここからは高等教育機関における障害者の社会参加について述べる。高等教育機関に関する視察においては、障害者の相談窓口であるMission Handicap、国立高等建築専門学校であるEcole nationale supérieur d'architecture de paris Val de seineとEcole nationale supérieur d'architecture de paris Bellevilleを訪問した。

Mission Handicapとは、2006年に設立された大学などの高等教育における障害者へのサポートを行う機関のことである。これは障害のある方が大学などの高等教育に入学をする際に志望する大学のアクセシビリティの状況や授業での対応などを相談でき、入学試験がある場合は配慮を依頼することができる。今回訪問したLyon市では、5つの総合大学と15ヶ所の高等専門校・研究センターなどの20の教育研究機関がMission Handicapとの協力関係にあり、各大学の障害者担当との情報交換が行われている。特に、リヨン大学(L'Université de Lyon)のMission Handicapの取り組みは、大学構内のアクセシビリティを含む障害者の学生生活における支援において、フランスで最初に行われた中心的な教育研究機関である。

フランスでは、全学生に対する障害がある学生の比率はフランス全体では0.44%、Rhône-Alups地域では0.6%となっている。また、就労している障害者の85%が中等教育修了資格を持っておらず、障害者の就労率は全就労者の3%程度であると言われている。2013年度のLyon市における高等教育機関(大学・高等専門校)に在籍する障害者数は、1141名(高等専門校で227名、大学で914名)である。全体の学生数が約13万人に比べると0.89%である。表1は、障害別の在籍数を示す。フランスでは、障害がある若者が高等教育に進学を望まない傾向にある。これは、障害者の家族や障害者を介助する人たちが障害者の高等教育への進学に懸念を持っていることと関連している。事実、中等教育機関に比べて高等教育機関の教育環境は整備が遅れていることが原因の1つである。これによって学業や学生生活の上で制約や困難が発生していることが重大な課題となっている。

表1 Lyon市における高等教育機関での障害別在籍者数(2013年度)

		Ecoles (人)	Ecoles (%)	Université (人)	Université (%)
視覚障害	Déf.visuelle	18	7.9	115	12.6
聴覚障害	Déf.auditive	13	5.7	28	3.1
肢体不自由	Hand.moteur	16	7.0	166	18.2
精神障害	Trouble psycho	29	12.8	73	8.0
健康障害	Trouble de santé	31	13.7	135	14.8
言語障害	Trouble langage	99	43.6	324	35.4
重複障害	Poly-handicap	3	1.3	30	3.3
発達障害	TED/Autisme	1	0.5	9	1.0
他の障害	Autre handicap	17	7.5	34	3.7
Total		227	100	914	100

こうした現状を改善するべくMission Handicapの役割として以下の通りである。

○各教育機関に、障害がある学生向けにプロジェクトを開発するよう助言します。また、企業、協会、障害者関連の専門学校など高等教育と実社会との橋渡しを行います。

Etre conseil auprès des établissements pour le développement de leurs projets relatifs au handicap,

et assurer l'interface entre l'enseignement supérieur et le monde extérieur, c'est-à-dire les milieux professionnels, les associations et l'ensemble des acteurs oeuvrant dans le domaine du handicap.

○リヨン大学のミッション・ハンディキャップは、高等教育の関係者のための活動基盤を提供するために、障害をテーマに据えたりファレンスセンターを設立しました。リファレンスセンターは、高等教育を受け、研究する障害がある学生を受け入れる各機関にとっての重要なサポート機関となっています。

Construire un lieu de ressources pour tous les partenaires de l'enseignement supérieur. Pour ce faire, la Mission handicap de l'Université de Lyon développe un centre de référence sur la thématique du handicap qui pourra servir de support aux établissements pour développer leur accessibilité au savoir, à l'enseignement supérieur et à la recherche.

○各機関や、障害者の内外の配置について評価を行います。そして、リヨン大学の各関係機関が掲げる障害がある人や障害があると思われる人の受け入れ方針についての情報を定期的に公表します。

Valoriser les établissements et leurs dispositifs handicap en interne et en externe, en informant le public des dispositifs existants pour l'accueil des étudiants ou des personnels handicapés au sein des divers établissements de l'Université de Lyon.

○「障害」分野に関わる高等教育機関に対して、各種機関向けの訓練や非公式的な研修に参加してもらったり、活動してもらったりすることにより、トレーニングと教育を行います。こうした活動は、学生および障害があると思われる人を対象に行われています。

Former et sensibiliser les acteurs de l'enseignement supérieur intervenant dans le champ des "situations de handicap" par la participation et l'animation de séances de formation et d'information à destination des établissements. Ces actions s'adressent aux étudiants comme aux personnels.

上記の通りMission Handicapは、企業との関係も重視しており、就職活動における各機関との情報共有と障害がある学生との関係書類一式を確認し、その書類を効果的に活用するために技術的・人的解決策に関して適切な調査を行うために、MDPHとのパートナーシップ協定を締結している。

基本的にMission Handicapの支援としては、大きく分けると3つあり、①入学に関する支援。②在学中の支援。③インターンシップ及び就職に関する支援。となる。

①入学に関する支援

○無試験入学を行っている教育機関の場合

高等教育に入学したい場合は、1月～3月までの期間にオンラインで事前登録をする必要がある。事前登録する場合は、Mission Handicapや入学希望の教育機関の障害者担当者に問い合わせる必要がある。また、最終登録の段階で、学生生活の間に手当などの恩恵を受けることが出来る様に、MDPHより発行された障害レベルの判定を記載した書類を提出する必要がある。一般的には、最終登録する教育機関より、入学後の学生生活に関することが記載された書類が届くことになっている。特に障害を持つ学生のために、出席免除、時間割表、特別授業に関するレジュメ、一般的授業に関するレジュメ、特別試験などについて記載されている。

○入学を許可された場合

入学試験または資格試験に合格した障害がある学生は、以下の恩恵を受ける権利がある。この権利を受けるためには、医学的証明書が必要である。

実際には、個別のケースごとに、医師が発行する医療書類に記載される学生の障害の症状を検討し、学生は必要な恩恵をすべて受けることができる。この医学的証明書には、学生を受け入れる機関が障害を持った学生に対して、建物へのアクセス、または試験教室への設備の整備、機械やその他の技術的装置、コンピューターなど必要な機器の提供、書記、介助、点字ライターシステム、情報伝達方法に伴う特別補助、その他の重要なツールの提供に関わる特別な配慮を特定する。医療証明書類は、資格試験においても非常に重要な登録書類の1つである。一般的なルールとして、医療証明書を含むすべての登録書類は、大学入学試験の準備を管轄する事務所（CPGE：グランゼコール準備コース）に集められ、確認作業が行われる。

②在学中の支援

高等教育機関では、物理的や人的な援助を自動的に受けられるわけではない。援助を受けるためには、大学に事前登録している医療証明書類や大学の入学結果を含めて、様々な条件や状況を鑑みながら決められる。公的な補助制度から十分な手当を受けるためには、常に以下の2つ機関と同時に連絡をとる必要がある。

1：教育援助を受けるために、ハンディキャップ・ヘルプラインに連絡を取る。

2：入学する機関での日々の活動に関連することについて援助を受けられるようにするために、障害者事務所（MDPH）と連絡を取る。

以上の受け入れ機関に対して様々な手続きを行うのと並行して、MDPHに障害補償給付（PCH）申請書を提出しなければならない。これらの書類に関する手続きには比較的長い期間（6か月間）がかかる。

③インターンシップ・就職に関する支援

障害があるないに関わらずインターンシップを行うことは、職業意識を育てる上で多くの強みを持っている。また、障害がある学生のインターンシップは、職業の適応に大きく関係している。高等教育機関には、就職支援窓口（bureau d'aide à l'insertion professionnelle:BAIP）があり、非常にしっかりと運営されている。また、この窓口は教育管理および学生生活全般を網羅している。これらの窓口には、必ず何人かの担当者があり、インターンシップの準備中の援助やインターンシップが成功するように手助けを行う。

IV. 社会参加を向上するための住環境、アクセシビリティ及びリハビリテーション、福祉機器などのハード面に関すること。

本項では、障害者が社会参加するために必要なアクセシビリティや福祉機器について調査を行った。アクセシビリティに関しては、パリ市内やリヨン市内の施設や公共交通機関などのアクセシビリティの調査を行うと共に、NPO法人 Jaccede.com のアクセシビリティ調査イベント Journée de l'accessibilité2015 にも参加した。また、福祉機器の調査に関しては、国際福祉機器展である Salon

Handica 2015を視察した。

Jaccede.comは、2006年に発足したパリに本部を置くNPO法人（une association loi 1901 à but non lucratif）で、Damien Birambeau氏が主宰である。Damien氏自身もデュシェンヌ型筋ジストロフィーの患者であり、日常では電動車椅子を使用して生活している。Jaccede.comを創設する切っ掛けは、カルフォルニア州のバークレーを旅行したときに、アクセシブルの整備が全てにされていることに驚きの経験をしたことによる。フランスに帰国してもその興奮は冷めやらず、多くの支援者とともにJaccede.comを創設した。



図4 Damien Birambeau氏（Jaccede.comのホームページより転載）

今回は、Jaccede.comが主催するアクセシビリティの啓蒙活動であるLa Journée de l'accessibilité 2015に参加した。開催場所は、フランス国内で35ヶ所、フランス領ギニアなどの海外県が3ヶ所である。パリ市内においては、①la Porte de Vanves、②la Porte des Lilas、③la Porte de Vincennes、④la Porte de la Villetteの4ヶ所の会場で開催された。その内、la Porte de la Villetteの会場では、車椅子体験試乗のイベントがあり、その他の3会場では、パリ市内のアクセシビリティの調査を行った。写真3は、la Porte de la Villette会場のスタッフとイベント風景である。この会場では、主に車椅子の試乗体験が行われており、段差やスロープの体験や車椅子の車輪にペンキを付けてキャンバスを描くアートなどが行われた。



写真3 la Porte de la Villetteの会場



写真4 la Porte des Lilasの会場

パリ市内のアクセシビリティ調査を行うためにla Porte des Lilas会場に移動した。会場は、B&B Hôtel Porte des Lilasのホテルのロビーを貸し切って受付、説明会が行われた。会場には、スタッフとボランティアを合わせて50名程の参加者がいた。参加者の多くは、パリのボランティア団体に所属する若者が大半であった。

このLa Journée de l'accessibilitéのイベントのプログラムの流れは以下の通りである。

①ボランティアグループへの歓迎とアクセシビリティ調査に使われるKit Jaccede (図5) の内容と調査方法について説明される。

- ・現地でのアクセシビリティレベルの評価
- ・施設の所有者に通路のアクセシビリティについて説明する。
- ・PCのJaccede.comかスマートフォンのアプリJaccede Mobileで場所の照会をする。

②車椅子の参加者を加えた3人で1組のグループになり町の実地活動に出る。

実地調査の場所を決め、車椅子を借りる。

③会場に戻り、Jaccede.comに調査登録する。

④コンサートや演劇などの親睦会を行う。



図5 Kit Jaccede
(Bon de commandeより改編転載)

La Journée de l'accessibilitéでは、3人で1組のグループになり、車椅子に乗る・記録する・計測するなどの作業を分担して調査を行う。今回は、イラブ (26歳) とローラン (21歳) の2人の若者に同行してアクセシビリティ調査を行った。2人はパリのボランティア団体 (Volontaires de Paris) に所属している。ショッピングモール内では、花屋、紳士服、眼鏡屋、パン屋、カメラ屋、化粧品屋、ベビー用品屋、ビデオゲーム屋、時計貴金属屋などを調査した。店舗内のアクセシビリティ調査を開始する前に店主と調査目的や内容などを説明するが、受け入れを断られる場合もある。紳士服での調査の時は、店長は気さくに応じてくれたが、調査中にオーナーがやってきて途中で中止させられる場面もあった。



写真5 アクセシビリティ調査

V. おわりに

平成27年度は、フランス語圏の中心的な役割を担うフランスについて調査を行い、14ヶ所の施設や団体や福祉機器展などを訪問した。前述の通りフランスでは国立盲学校を例として古くから障害者に対する支援が行われてきた。高い経済力と安定した国力により障害者基本法を始めとした法的整備もされ、各種給付金や手当など経済的面で保障されている。アクセシビリティに関しては2005年から2015年での10年間ですべての公共施設の改善を目標としていた。しかし、新しい施設に関しては問題なくアクセシビリティが進められるが、行政管轄が複雑な上に歴史的建造物が多い場所に関しては進めるのが困難な状況であり、最終評価では更に10年間の改善目標を掲げている。高等教育機関における障害者への対応は、2校の国立高等建築専門学校を視察したが、校内のアクセシビリティなど特段問題はないが、前項のMission Handicapによる調査データが示す通り、在籍人数は少ないのが現状である。また、建築の授業においても1授業でアクセシビリティの内容の授業がある程度であり、我々の様な人間環境デザイン学科などユニバーサルデザインに特化した新学科の設立については、今のフランスでは非常に難しいとのことであった。

今年度はフランスを中心に調査を行ったが、次年度はセネガルに研究対象を移し、調査した上で報告する予定である。

参考文献

- ・フランスの植民地主義の歴史 - 奴隷制度廃止から植民地帝国の崩壊まで - : 平野千果子著、人文書院、2002年